

安全管理指定工事特記仕様書

平成9年4月1日 改正

平成27年4月1日 一部改正

1 この特記仕様書は、特に工事の安全管理を優先的に考慮すべき工事として指定された安全管理工事（以下「安全管理指定工事」という。）に適用する。

2 安全管理指定工事の選定要件は次のとおりとする。

（選定要件の内容は、現場説明書に明示する。）

- (1) 掘削を伴う工事のうち、地下埋設物が掘削線内に入る工事
- (2) 掘削を伴う工事のうち、地下埋設物が掘削影響線内に入る工事で、当該埋設物の管理者から防護措置について申し出があったもの。
- (3) 掘削を伴う工事のうち、地下埋設物が掘削底面下にあるもので、当該埋設物の管理者から防護について申し出があったもの。
- (4) 地下埋設部に近接して行なう杭打工事等
- (5) 石油タンク、ガスタンク、高圧電線、鉄道線路等に近接して行われる工事で、当該工作物の管理者から防護措置について申し出があったもの。
- (6) 密集市街地又は交通頻繁な場所付近において行う工事であって、公衆災害をおこす恐れのある工事
- (7) 路線の大部分を全面覆工して、交通に解放しながら施工する工事
- (8) 現道を交通に解放して行う拡幅工事のうち切取高または盛土高10m以上で、かつ、土工量10,000m³以上の工事
- (9) 道路局設計・工法検討委員会で検討された工事の内、安全管理指定工事の対象となる工事
- (10) その他公衆災害をおこす恐れのある工事

（注）地下埋設物とは、地中に埋設されている管路等で次に示す規模のものをいう。

ガス管	中圧（0.1kg f/cm ² ～3kg f/cm ² 未満）以上 低圧径200mm以上
上・下水道管	上水（工水を含む）径300mm以上 送泥管 径200mm以上
電力ケーブル	6,000V以上
電話ケーブル	重要電話地下ケーブル又は6条以上

3 請負人は、安全管理指定工事の施工に当たって監督員及び本市工事安全担当員とともに工事の安全管理に留意し、事故を未然に防ぐことにより、公衆の生命、身体及び財産に危害又は損害を及ぼさないよう努めなければならない。

- 4 請負人は、契約締結後、工事安全管理計画書を監督員に提出しなければならない。

- 5 請負人は、工事安全管理計画書に次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 工事名および工事場所
 - (2) 工事概要
 - (3) 請負人及び現場代理人の氏名
 - (4) 現場事務所の所在地及び電話番号
 - (5) 契約金額及び工期
 - (6) 本市工事監督機関名及び監督員（総括・主任・担当）の氏名
 - (7) 安全管理機構
 - ア 安全管理機構図
 - イ 安全管理委員会開催要領
 - ウ 工事関係者に対する教育及び訓練の実施方法
 - (8) 工程表（安全管理上重要な箇所には、マークを付す。）
 - (9) 安全管理指定工事の選定要件にかかわる工事に関する、安全管理上必要な施工計画及び安全対策
 - (10) 安全管理指定工事の選定要件にかかわる工事に関する、安全管理上必要な安全管理項目及び点検方法
 - (11) 事故発生時の初動処置
 - ア 緊急非常時連絡系統図
 - イ 緊急非常時連絡体制、連絡先電話番号表、交通機関の迂回路の把握及び一般市民の避難方法等
 - ウ 救急指定病院及びその案内図
 - (12) 施工体系図
 - (13) 関係機関への協議及び当該機関の意見等
 - (14) その他工事安全管理のために必要な事項

- 6 請負人は、工事安全管理計画を変更しようとするときは、その都度変更計画書を監督員に提出しなければならない。

- 7 請負人は、工事安全管理計画書を提出した後でなければ、安全管理上必要な部分の工事に着手してはならない。

- 8 請負人は、安全管理機構図及び事故発生時の初動処置については、図・表等を整理拡大して現場事務所内に掲示するとともに、工事関係者にその内容を周知徹底させなければならない。

- 9 請負人は、工事現場を随時、巡回及び点検し、その結果を点検記録簿に記載しなければならない。
- 10 請負人は、工事施工期間中は工事日誌を常備し、これに工事の安全管理に関する事項も合わせて記録しなければならない。
- 11 請負人は、安全管理に関する事項については、監督員その他関係機関と緊密な連絡をとり、工事を施工しなければならない。
- 12 請負人は、工事安全管理計画書を監督員に3部提出し、1部を工事安全担当員及び監督員の受取印を押印してもらい、竣工書類として検査時に提出しなければならない。